

さいたま市単独事業等についての 取扱要求と 市教委の回答

本来、学校で決める」とを、市教委が決める。また、校長会の意向を学校の意向と考へる。

二月十四日（金）に行われた市教委交渉を受け、私たちは、次の二点に關してとりわけ大きな憤りを持ちました。

さいたま市教職員組合【要求】

さいたま市教育委員会【回答】

- 1 埼玉県教育委員会が2002年度で終結する中学校3デイズチャレンジ事業を、さいたま市単独で実施する計画を白紙撤回すること。

～財政が厳しいというのに、もっと施設・設備のほうにお金が必要なのになぜやるのか。各校の3デイズ要した時間は何時間か。
 - 2 特色ある学校づくりを推進する予算を1000万円計上する計画を中止し、学校の施設設備充実の緊急措置に予算を確保すること。

～現場は大変。他に必要なことがたくさんある。そちらにまわせ。
 - 3 始業式と入学式を同日に実施することが校長会で決められたが、本来教育課程は各学校で決めて実施するもので、現場教職員の声を聞かずに一律に決定することは、教育課程編成の趣旨をゆがめることになる。同様のことが再び起こらないように校長会に徹底すること。

～各学校で決めるということだから、新年度やってみて学校で評価し、学校で変えるということはあるということ。
 - 4 中学校の運動系部活動の長期休業中の大会で、部の顧問または生徒の引率ならびに大会運営に当たった教員が、振り替え措置を保障されていない事態を早急に改善すること。また、中学校体育連盟が服務について文書等を送付する等の事態は越権行為であり、注意・指導すること。

- 1 県は3ヵ年（今年度）で終える。続けるということは聞いていない。人格形成で貢献している。「親の大変さわかった」等の感想がある。事業所から続けてほしいとの声もある。課題があるのも事実。大規模校は事業所探すのは大変。

～市内の学校の使った時間は分からぬ。今は特別活動で行っている。国語とかそういう時間でやることも出きるかもしれない。

2 奨励・推進する立場でやっていきたい。

3 校長の責任で教育課程を決める。各学校で決められたことだと思う。同じ市の中で学期に悶わることが違うのは望ましくない。校長会で考えてということだろう。

～（市教委否定せず）

4 市教委も中体連も事務所に何度も去年承認されたのだからと話にいった。特業手当の全市での大会に該当しないので（財布は県が握っているので）こちらも言えない。中体連は2度訂正文書を出していい。基本的に振り替えをとるが、無理な時は手当でやってもらう。これは市教委（の立場として）として変わらない。ただ、3号手当（対外運動競技等の業務）と4号手当（部活手当）との違いがある。

教育条件整備等の充実を求める要求～前号の続き～

- 31 教育公務員特例法第20条第2項の「勤務場所を離れて研修」を行う際の承認願提出にあたり、承認願の「内容」については概要の記述で可とすること。
また、資料の提出を強要しないこと。

32 研修報告書の「具体的な内容」欄については、概要の記述で可とすること。

- 31・32(回答同じ)
教育公務員特例法第20条第2項に基づく研修について、平成14年3月4日付け13初企第28号「完全学校週5日制の実施の伴う公立学校の教職員の勤務時間の取扱い等について」に基づき、適正に取扱うよう指導しています。

支那書畫研究會

さいたま市
教職員組合
(埼教組)

TEL 641-6763
FAX 648-3567
e-mail
[saisikyouso@mx2.
et.tiki.ne.jp](mailto:saisikyouso@mx2.et.tiki.ne.jp)

2003.2.27(木)

組合員配布用

◆日時 三月十五日(土)一時～四時半
◆場所 与野体育館3F集会室
～6万余の署名の力を「これから」に
ぜひ、ご参加下さい。